

豊川市監査公表第17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月25日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	上澤	勉
同	富田	潤

## 別紙

### 定期監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

教育委員会スポーツ課

#### 2 監査の範囲

平成28年4月1日～平成30年2月26日

#### 3 監査の実施期間

平成29年11月17日～平成30年2月26日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 契約に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 補助金・交付金に関する事務について
- イ 公金の取扱事務について
- ウ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 豊川市体育協会補助金交付要綱について、豊川市補助金等に関する規則に則して要綱を見直し、適正な事務に改善されたい。

(イ) 豊川市総合体育館始め23体育施設に関する指定管理業務において、小・中学校の施設開放に係る使用料の収納事務があるが、市指定金融機関への払い込み期日について協定書等に記載されていないため、改善されたい。